

仙台市大規模小売店舗立地法専門委員会設置要綱

(平成 12 年 12 月 19 日 市長決裁)

(設置)

第 1 条 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）の円滑かつ適正な運用について、専門的な見地からの意見を聴取するため、仙台市大規模小売店舗立地法専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項に関し、協議するものとする。

- (1) 法第 8 条第 2 項に規定する意見書で、本市が県に提出するものに関すること
- (2) 法第 8 条第 4 項に規定する市の意見に関すること
- (3) 法第 9 条第 1 項に規定する勧告に関すること
- (4) 法第 9 条第 7 項に規定する公表に関すること
- (5) その他法の運用に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は、必要に応じ、委員会の会議を招集し、その議長となる。

(資料提出その他の協力)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、経済局産業政策部商業・人材支援課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から実施する。

附 則（平成13年4月1日改正）

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則（平成17年8月25日改正）

この要綱は、平成17年10月1日から実施する。

附 則（平成18年4月1日改正）

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月29日改正）

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和6年3月25日改正）

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。